

熊取町議会委員会会議録

〔令和6年6月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（6月6日）〕

令和6年6月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	3

〔議会運営委員会（6月20日）〕

令和6年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	11

〔総務文教常任委員会〕

議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）	14
質 疑	14
採 決	15
議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について	16
質 疑	16
採 決	17
議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）	18
質 疑	18
採 決	30

〔事業厚生常任委員会〕

議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	32
質 疑	32
採 決	33
議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	33
質 疑	33
採 決	34
議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対 策事業 馬谷池地区）	34
質 疑	34
採 決	35
議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	35
質 疑	35
採 決	36

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和6年6月6日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	坂上昌史	副委員 長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	大林隆昭	委員	渡辺豊子
	議長	河合弘樹		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原敏司	副町 長	南 和 仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書 記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和6年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(坂上昌史君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年6月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(坂上昌史君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長(永橋広幸君) それでは、令和6年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案について、ご説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

3ページをご覧ください。まず、行政報告でございます。

1件目の令和5年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和5年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、地域振興券事業ほか13事業で、繰越額合計6億2,788万1,529円でございます。

2件目の令和5年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきましては、令和5年度熊取町一般会計予算のうち、事故繰越しに係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、河川災害復旧事業、繰越額737万円の1事業でございます。

3件目の熊取町土地開発公社の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和6事業年度熊取町土地開発公社予算について報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

続きまして、予定議案について説明いたします。

1件目から3件目の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和6年12月31日をもって3名の委員の任期が満了しますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

1人目は、西本美加保氏の任期満了に伴い、同氏の再任について、2人目は、阪上忠弘氏の任期満了に伴い、同氏の後任について、3人目は、江見和典氏の任期満了に伴い、同氏の後任について、意見を求めるものでございます。

次に、4件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことから、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、条例案を提出するものでございます。

次に、5件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、条例案を提出するものでございます。

次に、6件目の工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）につきましては、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、7件目の熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入につきましては、当該機器を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、8件目のため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業・馬谷池地区）につきましては、当該ため池の防災・減災を図るため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、9件目の令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,378万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容につきましては、学校給食費における無償化、小学校屋内運動場空調設備整備、児童手当の制度改正による対象者拡大などによる経費でございます。

次に、10件目の令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ906万3,000円を追加するものでございます。補正内容につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修に係る経費でございます。

以上で、令和6年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、6月12日から6月27日までの16日間といたします。本会議の開催については、6月12日、13日、14日及び27日の4日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を6月20日に、総務文教常任委員会を6月21日にそ

れぞれ開催いたします。

特別委員会については、都市計画道路建設促進特別委員会を6月20日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会については6月20日に、議員全員協議会は6月21日に開催いたします。

以上のとおり、令和6年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程についてはそのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。なお、順番につきましては、6月4日正午に通告を締め切った後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第4 議案第34号から日程第6 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、以上の3件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第9 議案第39号 工事請負契約の締結について(熊取町役場本館受変電設備改修工事)の件、日程第10 議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件、日程第12 議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の件、以上の3件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第7 議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について(農業水路等長寿命化・防災減災対策事業・馬谷池地区)の件、日程第13 議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件については、事業厚生常任委員会に付託し、審議していただきます。

以上のとおり、令和6年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、令和6年6月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方には退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(坂上昌史君)次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきましては、7件提出されております。

渡辺豊子議員から、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書(案)、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書(案)、聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書(案)、田中圭介議員から、国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書(案)、坂上巳生男議員から、核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)、食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書(案)、再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書(案)、以上7件でございます。

これらの意見書については、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月20日、議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和6年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「10時11分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和6年6月20日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	大林隆昭	委員	渡辺豊子
	議長	河合弘樹	副議長	田中圭介

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和6年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和6年6月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）なお、発言される方は、挙手の上、着座でマイクの赤いランプが点灯したのを確認の上、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）令和6年6月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていただきます内容につきましてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加議案は3件です。

1件目、2件目の訴えの提起につきましては、損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

3件目の令和6年度熊取町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,024万4,000円を増額補正するものでございます。補正内容は、物価高騰対応重点支援事業に伴う経費、損害賠償請求事件における債権保全のための訴訟経費でございます。

以上で、令和6年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件につきましては、6月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本3件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(坂上昌史君) 続きまして、先日持ち帰っていただきました意見書(案)7件についてご意見をいただきます。

本日は、議会会議規則第67条第1項の規定に基づき、意見書の提出議員である田中副議長に出席を求めています。

それでは、資料の意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。坂上巳生男副委員長。

副委員長(坂上巳生男君) こども誰でも通園制度ということなのですが、まずお聞きしたいのは、この制度が一体どういう意図、どういう目的のためにつくられているのか。現在、この試行的に一部の自治体で実施しているということのようなのですが、この制度の意図とといいますか趣旨とといいますか、そのところをまずご説明願えますか。

委員長(坂上昌史君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 子育てしている家庭、全ての世帯に対する支援というものが一番の大きな目的でありまして、今まで保育所に関しましては条件等いろいろ、保育に欠けるといったそういった条件等あったかと思うんですが、そういった条件があるがゆえに潜在的に待機になっているご家庭とかもありました。また、いろんな条件の中で保育所に子どもを預けたくても預けられないという家庭もあります。

そういった全ての家庭に対しての子育て支援という意味で、国としてはそういう誰でも通園できる保育体制をとということで、こういった制度を立ち上げたものであります。

委員長(坂上昌史君) 坂上巳生男副委員長。

副委員長(坂上巳生男君) 今、渡辺委員もおっしゃいましたように、もともとの保育とか子どもを預かる乳幼児の保育、幼稚園等の施設というのは、幼稚園の場合は若干違いますが、基本的には保育に欠けるということが条件となっておったわけなんです、その中で短時間勤務の方とか、あるいは一定の期間必要が生じたとか、そういったご家庭向けに一時預かりの保育事業というのも現在実施されているわけなんですけども、現在の一時預かり事業では不十分なんじゃないでしょうか。

委員長(坂上昌史君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 現在の一時預かり事業では、すみません、ちょっと比べたものがあるんですけども、現在の一時預かり事業というのは今、実施しているのは1,269自治体で実施されていて、全ての自治体では実施されていないというところなんですけども、市町村が実施主体となる補助事業で

ありまして、一時預かりというのは、現行の子どものための教育・保育給付とは別の給付という形で、通園制度を想定していくというところでありまして、利用方法としては市町村や事業者により定期利用、自由利用など様々であります。今度の分につきましては、市町村や事業者により定期利用、自由利用など利用方法を選択できるようになるということを設定しております。

利用時間につきましては、補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けているのが現在ですが、今度の分は月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できるというふうにするということになっております。利用料につきましては、事業者が直接徴収することになっておりますが、今度の分は事業者が直接徴収する、それも一緒ですね、ことを想定しております。その分は一緒になります。そういったちょっとところで、もう少し柔軟に利用できるということなのです。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

副委員長（坂上巳生男君）私も、この意見書に関連して幾つか資料で調べたんですけども、今回のこのこども誰でも通園制度というのは、私の目から見ますと親の都合優先といいますか、保護者にとって子どもを預けたいときに自由に預けられるようにするというところで、ある意味非常に便利ではあるんですけども、今回の場合はスマホでアプリを活用して、どこの自治体にいても、だから旅行先とかそういうところでも、必要であればそのアプリを活用して、その自治体における空き状況があれば申し込んで、しゅっと子ども預けられるというふうな。

ですから、保護者にとっては非常に利便性が高まるのかもしれないけれども、いとも簡単に子どもを預けられるということで、預けられる子どもの立場からすれば、その児童の安全、健康とかそういう観点で考えると非常に不安要素が大きいというふうに私は感じました。

したがいまして、今回の意見書についてはちょっと残念ながら賛同しかねるという結論であります。

以上。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。よろしいでしょうか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この分につきましては、制度としてはもう始まりますので、始まっていく中で、そういう今、心配されておられる件につきまして、しっかり監視するか是正してくださいよというような意味の意見書になっておりまして、そういった保護者の事情、そのことによって子どもの虐待につながったりとか、保護者に対する重層的支援、見守りとか、そういったものもしっかりやっていってくださいというようなことが4つ目にあります。

それと、また、障がい児や医療的ケアの必要なお子様につきましては、やっぱり保護者の方への支えという意味で、そういった障がい児や医療的ケア児も受入れを認めてほしいといった、そういった今、懸念されていることに対しましての子どもを本当に支援する意味での、保護者と子ども両方を支援する意味での意見書、内容を充実させるための意見書になっておりますので、この通園制度は導入する方向ではもう2年後になって、今、もう暫定的に始まって来年からは実施されていきますので、令和8年度にはもうこれ新たに給付制度としてスタートしますので、そのスタートする中でこういうことは支援、それぞれ市町村に対しても職員の配置とかそういったもの、財政的な支援もしてほしいことを意見として述べているものであるということをご理解いただきたいということだけ申し述べさせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、3件目の聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、意見等を承ります。ご意見はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、本意見書(案)について意見等をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、意見等を承ります。ご意見等ありませんか。坂上巳生男副委員長。

副委員長(坂上巳生男君)学校給食の無償化につきましては、全国の市町村で自治体の独自の財源で学校給食無償化を推し進める自治体が非常に増えてきております。もちろん、それぞれの自治体にとって財政的に決して楽ではない厳しい財政状況の下で、子育て支援、そしてまた学校給食の教育的な役割、そういった観点から頑張っただけで無償化をする自治体が増えてはいるわけなんですけど、同時に自治体間格差が生じるおそれがあるところにはありますが、実際、現に自治体間格差が出てきております。

財政力の違いで、なかなか学校給食無償化に踏み切れない、恒久的な制度として実施するのは難しいという、そういう自治体もある中で、国の責任において学校給食無償化をぜひとも実施してほしいという、この意見書には賛成いたします。

ちなみに、ほかの委員の方々も覚えておられると思いますが、令和4年9月議会において私ども共産党議員団のほうからも、内容的にはほぼ同様の趣旨の意見書(案)を提案し、そのときに可決されております。そのことも参考までに。同じ趣旨のものを一度可決したからといって、もう一度可決しなくていいというものではありませんので、今回出された意見書について賛同の立場です。委員長(坂上昌史君)ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本意見書(案)について意見等をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、5件目の核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。坂上巳生男副委員長。

副委員長(坂上巳生男君)私ども共産党議員団のほうから、核兵器禁止条約に日本政府もぜひ参加せよ、批准してほしいという、そういう趣旨での意見書(案)はこれまで何回も提案してまいりました。そのたびに反対意見があつて、なかなか本会議上程に至っていないわけなんですけど、今回は、依然として、もちろん私どもとしては日本政府が批准すべきであるという意見は変わりませんが、それを一旦保留して、まずはこの核兵器禁止条約の締約国会議、これまで2回開かれておりますが、第2回締約国会議には日本と同じ立場のアメリカとの同盟国であるドイツ、ベルギー、ノルウェーもオブザーバー参加しているわけですから、第2回締約国会議。

だから、唯一の核兵器被爆国である日本こそが核保有国と非保有国の橋渡し役というこの立場を自覚するならば、締約国会議、第3回締約国会議が来年3月に開催される予定ですので、ぜひとも日本政府にはオブザーバーとして参加していただきたいという思いで、今回こういう内容の意見書を提案させていただきました。ぜひともご賛同願いたいと思います。

委員長(坂上昌史君)次に、ご意見等承ります。ご意見等ありませんか。石井委員。

委員(石井一彰君)それでは、大阪維新の会熊取議員団を代表して、核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)に対して、意見を述べさせていただきます。

私ども会派は、核兵器禁止条約が核兵器保有国、また今、ご説明ありました核抑止力に依存する国に対して実効的な効果を持つかについては依然疑問を持っており、条約が現実の国際安全保障にどのように影響するかを慎重に見極めるべきだと考えております。主要な核兵器保有国が核兵器禁止条約に参加していない現状では条約の実効性に限定的であり、核保有国との協調なしに核兵器廃

絶は難しいと思っております。

私ども会派としましては、現実的な核軍縮の推進、国際協調と対話の実現、非核3原則の堅持、被爆国としてのリーダーシップを通じて最終的な核兵器廃絶を目指すべきとの考えの下、今回の意見書提出には賛同いたしかねます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。よろしいですか。いいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、6件目の食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）大阪維新の会熊取議員団を代表しまして、食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）に対して、一部反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私ども会派は、今回のご提案1、飼料、肥料、資材、燃油等の高騰を抑制ために緊急対策を実施すること並びにご提案2の食料自給率を50%に引き上げることを目標にすることに対しては反対するものではございませんが、ご提案3の輸入自由化路線から転換し、食料主権を守り、国内の食料生産を増やすことは、私どもの会派の考えとは異なります。私どもの会派は、農漁業従事者が国際市場で競争できるよう、品質管理や輸出促進のための支援策を講じることが必要、特に高付加価値の農産物のブランド化や海外市場開拓の支援が必要と考えております。

また、この提案4の価格保障・所得補償の充実をはじめ、農業、酪農、畜産、漁業への支援を抜本的に強化することも、私どもの考えとは一部異なります。私どもの会派では、農漁業従事者の生活を安定させるため最低所得補償制度の導入は必要と考えますが、価格保障は基本的に市場原理を尊重し、価格の直接的な介入は慎重であるべきだと考えます。価格保障が過度に行われると、農漁業従事者の競争力が低下し、市場の健全な機能が損なわれる可能性があると考えためです。

よって、私どもの会派は一部賛成、一部反対とさせていただきます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）石井委員、では3、4がなければ賛成できる。

委員（石井一彰君）はい、そのとおりです。

委員長（坂上昌史君）そのようなご意見ですけども、いかがでしょうか。坂上巳生男副委員長。

副委員長（坂上巳生男君）そうですね、私どもの提案の趣旨からすると、3番目の項目、輸入自由化路線からの転換という部分、そしてまた価格保障という部分、こういった点も非常に重要な部分と考えますので、そういうところで例えば3番、4番の項目を削除するというふうな形で修正案にするというのはちょっとしんどいかなと思います。

もちろん、この食料自給率向上という形での各議会で可決された意見書というのは様々なパターンがあるんですけども、事前にいろいろと調べましたが、だから極力いろんな会派の意見を統合するというか、そういう立場で食料自給率の引上げ、パーセンテージ等そういう自給率の引上げというところに主に焦点を絞って、それ以外の項目はあまり書かないというふうな形の意見書も多々見受けられます。

今回は、ちょっとこれはもう石井委員の意見は変わらないでしょうから、また次回、別途文言を変えてまた検討したいと思えます。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、7件目の再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この再審法の改正を求める意見書につきましては、本当にこの内容につきましてはすごく理解できるものなんですけれども、今、ちょっと分につきまして、我が党といたしましては、昨年、この分につきまして勉強会という形で、この件につきましてちょっとこの意見書を出してほしいということで、請願に来られた方が持ってきてくださった資料の中にもあったんですけども、再審制度について党のほうで公明党の法務部会で勉強会をしたんですけども、そこでそれぞれの今、言われている日本弁護士連合会、日弁連の方と、そして刑事法制を所管する法務省の刑事局、それぞれの2つの立場の方からそれぞれのご意見等を聞き、この冤罪救済についての請求から公判までに当たってのこの再審制度についての内容を両方の立場からご意見を聞き、ちょっと勉強会を取ったんですけども、その中でまだちょっと結論が出ていないというところでありまして、ですので、まだちょっとその意見書を出すというところまで結論が出ておりませんので、まだ研究というか研修している段階でありまして、ちょっとそういう段階の中で町議会として単独で意見書を出すのはちょっと難しいかなというふうに考えております。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。坂上巳生男副委員長。

副委員長（坂上巳生男君）今、渡辺委員のほうから、公明党としては党の本部のほうで、中央のほうで勉強会という形で日弁連や国の官僚等からいろいろと意見を聴取して勉強している最中だと。党本部としての最終的な意見がまとまっていないということのようなんです、これについては私、事前に日弁連のホームページとか、あるいは各都道府県の弁護士会のホームページで書かれていることとかいろいろと見ましたが、非常に多くの団体がここに書かれているのとはほぼ同様の内容の見解を表明されております。ですから、非常に多くの専門家の団体が。

私ども議会に要請に来られた方は、国民救援会というそういう住民運動団体といいますか、そういうところが要請に来られたわけですけども、法律の専門家である弁護士のいろんな団体がこのようなことをかなり以前から、今回こういう意見書についての要請行動があつて、私もこのことの重要性を再認識したわけなんです、かなり以前からこの再審法の改正が必要だと、この刑事訴訟法再審規定の中身が非常に古い時代のままの状態、非常に不十分な法制度になっているということで、一般の刑事裁判、通常の刑事裁判をすることの中で規定されているようなことが、再審の場合にはきちんとした審理手続に関する規定が十分規定されていないということのようなんです。だから、そこはきちんとここに書かれております証拠の全面開示でありますとか、あるいは検察の不服申立てに対するそういう規制であるとか、様々な再審における手続の整備ということがどうしても必要になってくると思います。

渡辺委員は、ちょっと党のほうで検討中だからまだ賛成できないということのようですが、それであれば準備が整った時点でまた改めて提案させていただきたいと思いますが、今回は賛同いただけないということで非常に残念ですが。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてでございますが、次期議会会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和6年6月定例会閉会から令和6年9月定例会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で、令和6年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案につきましては、6月25日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

(「14時01分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和6年6月21日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	渡辺 豊子
	委員	石井 一彰	委員	坂上 昌史
	委員	坂上 巳生男	委員	田中 圭介
	議長	河合 弘樹		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	吉田 茂昭	総合政策部長	田中 耕二
	総合政策部	明松 大介	総合政策部	松浪 敬一
	統括理事	永橋 広幸	統括理事	井口 雅和
	総務部長	木村 直義	総務部理事	山本 浩義
	住民部長	野原 孝美	住民部理事	石川 節子
	健康福祉部長	阪上 正順	健康福祉部	白川 文昭
	健康福祉部理事	庭瀬 義浩	総括理事	巖根 晃哉
	都市整備部理事	坂上 佳行	都市整備部長	近藤 政則
	教育委員会	竹田 陽介	教育次長	庄司 洋平
	事務局統括理事	浦添 全弘	企画財政	道端 秀明
	企画財政	大神 輝光	経営課長	岩本 妃美子
	経営課参事	桑原 良治	自治・防災課長	馬場 智代
	情報政策課長	降井 広志	総務課長	安達 純子
	人事課長	黒川 潔	環境課長	橘 和彦
	健康・いきいき	馬場 高章	障がい福祉課長	西村 幸洋
	高齡課長	岡本 栄治	子育て支援課長	上垣 圭一
	生活福祉課長	杉田 直哉	保険年金課長	
	保育課長	東野 秀毅	下水道河川課	
	まちづくり計画		河川農水室長	
	課 長		学校教育課参事	
	学校教育課長		書 記	
	学校教育課参事			
事務局	議会事務局長			阪上 高寛

付議審査事件

- 議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）
- 議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について
- 議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審議に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(文野慎治君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございません。よろしくようお願いいたします。

委員長(文野慎治君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(文野慎治君) 初めに、議案第39号 工事請負契約の締結について(熊取町役場本館受変電設備改修工事)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 今回の役場本館受変電設備改修工事について、本会議での議案の説明の折にもあったかと思いますが、もう一度確認のためお伺いしたいんですが、この受変電設備が現在の設置されている場所から別の場所、現在は屋内の配置なんですけど、それが屋外配置ということで別の場所に受変電設備、キュービクルというんですかね、このキュービクルの位置が変更になるんですけれども、これの事情と、それとこれまでに受変電設備の改修というのは過去にあったのか、今回初めてなのか、それも併せてお尋ねします。

委員長(文野慎治君) 道端総務課長。

総務課長(道端秀明君) 現在の受変電設備につきましては本庁の地下にございます。こちらは昭和38年に設置したもので、老朽化も著しいものがございますので、今回新しく入れ替えるものでございます。

場所につきましては、役場の通電を止めて入れ替えるというのはなかなかできるものではございませんので、新しい場所ということで東館の裏のほうにキュービクルを新しく造るものでございます。現在、キュービクルのほうは既に2つ別で、ちょうど東館の北側のところがございますので、そのところで近いところに置きまして一元的に管理していくという、そういうふうな形で考えているところでございます。

そして、キュービクルの改修の分につきましては、大きな改修といたしましては今まで2回ございまして、北館というのを新築した昭和53年、それから今の保険年金課のほうになりますけれども、あの辺りが増築を以前しておりますので、そのときの昭和63年の改修、今まで2回大きな改修はしてございましたけれども、そのもの自体が昭和38年ということもございまして今回入れ替えをさせていただきますのでございます。

以上でございます。

委員長(文野慎治君) ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) 今のご説明で、この工期につきましては一応令和7年3月17日までになっておりますが、工事はいつ頃する予定になるんですかね。

委員長(文野慎治君) 道端総務課長。

総務課長(道端秀明君) 実際には、キュービクルをまずご議決いただきましたら発注を行いまして、それが出来上がりました後に実際に現地に入っていくという形になりますので、詳しくは契約業者の

ほうとの打合せの結果になると思いますが、おおむね今お聞きしてございますのが、かなり時間がかかるとお聞きしておりますので下半期以降の中で年度末にかけて工事を行うという形でお聞きしてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

今この図を見ますと、屋上からまた地下に配線が行くということになっていて、まだかなり配線工事とか時間がかかるのかなというふうにちょっと感じたんですけども、その間、電気設備というの、配電というんですか、その辺の支障というか、何かそういうのは大丈夫なんでしょうか。

委員長（文野慎治君） 道端総務課長。

総務課長（道端秀明君） 役場のほうは常に開庁して業務を行ってまいりますので、基本的には常に電源をつけたままの状態になります。そして、実際にキュービクルを設置する際に、これは土日とかそういうお客様に影響のない時間帯で一旦停電しまして自家発電を回しまして、その上でキュービクルの設置という形で、お客様にはご迷惑のかからないようにしっかり調整していきたいと思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

今、地下1階にある分が一応屋上になってくるところで、地下にある電気室というのはいくらも閉鎖するという事なんですかね。

委員長（文野慎治君） 道端総務課長。

総務課長（道端秀明君） おっしゃるとおり、閉鎖という形で考えてございます。

委員長（文野慎治君） 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） ちょっと補足で整理させていただきます。

工事の全体的な工期ですけれども、キュービクル等発注してから製造までに時間のかかるものがありますので、そちらが現場に着く以降でない最終的な工事はできませんが、それ以前に、そのキュービクルを使うための配線等は事前に実施させていただくという形になると思います。

それで、最終の段階で既存の設備をずっと使いながら、一度も停電がないというのはちょっと無理なので、閉庁日等を利用して最後に一度なり二度停電させていただいて新しい設備につながり変えるというようなイメージ、工事になるかと思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そのつなぐ間はいつき停電もあるのかなと思いますが、支障のないようにお願いしたいと思います。

もう一点聞きたいのは、入札の調書の中で今回、建築一式のB等級相当のものということで町外業者12者となっているんですが、町内にはそういう相当する業者はないということなんでしょうか。

委員長（文野慎治君） 道端総務課長。

総務課長（道端秀明君） おっしゃるとおり、町内の業者のほうでB等級はございませんでした。

以上です。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君) 次に、議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) 校務用ノートパソコンですが、5年ごとに更新するということで、今回は75台ということですが、この分、だんだんと価格が安くなってきていますが、パソコン自体値段が下がってきていることもあるのかというところはまずどうなんですかね。

委員長(文野慎治君) 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事(上垣圭一君) 1台当たりの単価が下がってきているかどうかという質問でしょうか。

ごめんなさい、ちょっと昨年度の資料を持ってきておりませんので、すぐ確認できませんので、ちょっと確認してみます。

委員長(文野慎治君) 渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) 昨年度は令和5年6月が12万1,705円だったんですね。78台で949万3,000円だったんです。それが今回、これ一応入札で本当に安く落札されたこともあるかと思うんですが、746万円ということなので、820万円ですか、これ税込みか。税抜きなんで価格があれなんですけれども、1台当たり単価10万円程度になるかなと思うんですが、合っていますか。

委員長(文野慎治君) 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事(上垣圭一君) 今おっしゃっていただいたように、契約額を台数で割った単価が下がっているということで、仕様に大きな変化はありませんので単価が下がっているという認識に間違いありません。

委員長(文野慎治君) 渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) 分かりました。ありがとうございます。

そして、今回はこの分の中に、75台更新するんですが、廃棄する処分というものはあるんですか。

委員長(文野慎治君) 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事(上垣圭一君) 処分のほうも考えておりまして、一応、この75台のうち大体24台ぐらいは予備機として一旦は置いておくんですが、残りについては年度末までに廃棄する予定です。

以上です。

委員長(文野慎治君) 渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) 分かりました。

その廃棄処分の手数料というか、その処分料というのは入っているんですか。

委員長(文野慎治君) 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事(上垣圭一君) 今回のこの契約額の中には廃棄処分の費用は含まれておりません。別で予算を計上しております。

以上です。

委員長(文野慎治君) 渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) 分かりました。

大体、廃棄処分って1台幾らぐらいになるんですか。

委員長(文野慎治君) 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事(上垣圭一君) 今年度は120台廃棄、これ、昨年度までに更新した分もまだ廃棄せずにストックしているという分も含めて120台の廃棄を予定しておりまして、予算で138万1,000円を予定しております。ということなので、1台当たりは1万円少しの廃棄処分ということで今は考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。しっかりその分もまた予算を取って処分ということで、理解させていただきました。

契約調書の件でお尋ねしたいんですが、今回、業者選定理由のところにOA機器周辺用品に登録がある業者とし、準町内業者2者と町外業者のうち物品1位かつ希望順位が1位である23者の25者を選定したとあるんですが、この希望順位が1位というのは今までになかったかなと思うんですが、その辺のところをちょっとご説明お願いします。

委員長（文野慎治君） 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君） 表記のほうが少し変わっただけで、特段見直したということではないんです。ちょっと分かりにくくなっています。申し訳ないです。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） そうですね、希望順位という意味がちょっと分からないので、何かちょっと説明していただけたらと思うんですけど。

委員長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） こちらは、業者登録をしていただく時点で区分としては工事、コンサルタント、業務委託、物品という4つの部門があります。それを希望する業者に選択をいただいて登録をするのですが、今回の物品の業者と業務委託という場合は、どちらか1位にしてくださいねと。でないと同じ業者が選ばれる可能性があるのも、要は優先するほうをまず選んでくださいということなので、物品を1位にするのか業務委託を1位にするのかを選んでいただきます。そしたら1位、2位という表示がまず現れます。例えば物品の中では1位を選びながら、その中で5品目の登録を可能とします。その中には、ここに表記されるOA機器、事務機器であるとか日用品であるとか、それぞれの業者で一番得意とするものを1位から順に示していただきます。例えば今回のように物品1位の人でということを選ぶと、かなりな幅の業者数になろうかと思えます。その中で今回はOA機器、周辺機器としてパソコンという品目にしますんで、それが希望する1位の人を集約した形の選定をされたかと思えます。これは登録の時点での区分がございまして、そういう手法での選択かと考えられます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 分かりましたか。はい。

ほかに質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君） 先ほど話がありましたノートパソコン、今年度は51台の廃棄ということですかね。

昨年度と合わせて百数十台の廃棄となっていると思うんですけども、この廃棄の仕方なんですけど、業者にもうお任せするような形ですか。物理的にハードディスクを壊すような、個人情報が出てしまうような廃棄になっていたりはないんでしょうか。

委員長（文野慎治君） 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君） 廃棄の方法なんですけれども、今おっしゃっていただいたように一旦ハードディスクだけ抜き取って処分した後、それ以外を引き取ってもらうですとか、今ちょうどいろんな方法が出てきていますので、情報政策課とも協議しながら、なるべく単価に安全性を保ちながらということを検討しているところです。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購

入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分に分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち総務文教常任委員会所管分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）まず、9ページの入のところで、総務費府補助金で特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金40万円があって、出では11ページのところで防犯事業ということで備品購入費107万8,000円ですか、機械器具費があるんですが、この辺のご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）それでは、ご説明させていただきます。

特殊詐欺対策機器普及促進事業ですが、こちらは、大阪府下では高齢者を狙った振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺が多発しておりまして、本町でも特殊詐欺の認知件数が令和4年中の3件に対して令和5年中では8件と増加しておりまして、泉佐野警察署管内でも令和4年中が14件、令和5年中が29件と倍増しております。そのために、特殊詐欺事案の抑止効果が期待できる自動通話録音装置を無料で貸し出すということによって特殊詐欺被害を未然に防止することを目的とした事業となっております。

こちらにつきましては、65歳以上の本町にお住まいの方で電話回線を引いて固定電話を使用されている方に対して自動通話録音装置を1台貸与するというような、そのような事業となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ありがとうございます。

録音装置、この分、今本当に還付金詐欺等毎日結構大阪府警のほうの注意喚起のメールが来る中で、こういう事案があったというのはたくさんよく入ってきていて、昨年の決算委員会のときでも私、こういった録音装置を貸し出し、そのとき大阪市と河内長野市がやっているのやってはどうかということ要望させていただいたんですが、今これ大阪府としても2分の1補助するという形で録音装置の事業を進めていただいたということ、ありがたいかなというふうに思います。

今ご説明いただきましたが、65歳以上の方を対象に貸し出すということですが、これ100台と書いていますよね、説明で。100台と書いていますよね。どのように貸し出しを始めるのですかね、募集とか公募とか。その辺を教えてください。

委員長（文野慎治君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）まず、周知につきましては、10月号広報や、あと町のホームページをはじめ、10月に開催される町政連絡事務嘱託員連絡会などで周知を行ったり、あとチラシですね。そちらのほうを作成させていただきまして、長生会や社会福祉協議会等にも併せてPRを実施する予定です。

申請につきましては、申請用紙を準備しておりますので、そちらで申請していただくのを想定しております。申請につきましては、高齢の方ということもありますので、ご本人による申請のほかにご家族、親族等による代理申請も可能にする予定としております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

本当に65歳以上の方、独居の方とかそういう方とかしっかりと広報していただき、自治会を通じてまず広報があるということですが、長生会等そういったところでもお知らせをしていただきたいと思います。

その貸出しにつきましてはご自身で申請していただくということですが、申請した方は全て貸出しオーケーというところなんですかね。レンタル料というのは取らないですよ。その辺のところはどうなんですか。

委員長（文野慎治君） 庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君） 機器の貸出費用につきましては無料となっております。ただ、電話につける機械になりますので、それにかかってくる電気代とか、あとそれからメーカーの保証期限を切れた後の故障につきましてはの修理費用につきましては、借りている方の自己負担という形を想定しております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 申請した人は全てオーケーなんですかね。一応これ台数100台という限りがあるかなというふうに思うんですけど。

委員長（文野慎治君） 庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君） 失礼しました。

今のところ貸与台数100台を想定しております。万が一台数を超える応募がありました場合は、基本的には抽せんによる決定を考えております。もし、超えた台数にもよるんですが、庁内の協議を行った上で、例えば入札減があって追加で機器を購入することができるようでしたら、それをまたお貸しするというようなことはちょっと考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。希望があればなるべく皆さんに貸出しできるように、対応をお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 4ページの債務負担行為のところにお阪・関西万博子ども招待事業支援業務、令和6年度から令和7年度2か年の債務負担行為として745万円というふうに設定されております。これについてご説明願いますか。

委員長（文野慎治君） 近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君） こちらにつきましては、熊取町が実施します万博会場への子どもたちの招待事業に係るものでございます。

内訳につきましては、まず対象年齢なんですけれども、4歳から17歳までの本町に在住される子どもたちを対象にしておるものでございます。

こちらの方々に対する入場料相当額の負担の積み上げがこの745万円になっておるんですけれども、細かくいきますと、4歳から14歳までの方が1,000円の単価でございまして、15歳から17歳までの方が単価が2,400円のものとなっております。この積み上げの合計でございまして。

以上です。

委員長（文野慎治君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） それぞれの対象年齢の今チケットの代金をおっしゃっていただきましたが、それは町内の4歳から17歳相当の子どもたちが全員参加を希望すると想定しての金額ですか。

委員長（文野慎治君） 近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君） おっしゃるとおりです。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これは第2回目の熊取町の予算を使つての無料招待ということかと思いますが、実際の入場料金の支出というのは、町の支出としてはどういう形になりますか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）万博開催中に実際に訪れた子どもたちの対象人数を博覧会協会において把握されます。その人数に先ほど申し上げた単価を掛けた金額を本町に相当額として請求があります。その後、請求額をお支払いするという流れになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これは、それぞれのお子さん方の保護者に対して万博の入場チケットを希望するかどうかということ、参加の意向を確認した上で配付するわけですか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）希望調査を行うのではなく、保護者の方を申請者としまして特設サイトから申請をいただくという形態を取っておるものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）特設サイトから申請するという形で、申請された方に配付するという形ですね。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）そのとおりです。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この万博への参加に関しましては、本会議での一般質問で江川議員と文野議員がそれぞれ、大阪府の事業としての学校単位での参加とかそういうことに関連して、非常に不安があるということでもいろいろと質疑がございましたが、これは第2回目の熊取町としての無料招待ということになるわけなんです。自治体によっては2回目の無料招待は実施しないという判断をしている自治体もあるかと思うんです。熊取町が町の予算を使つてでも2回目の無料招待、町として子どもたちを万博に無料招待するという方針を決めた、その根拠はどういうことですか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まず申し上げたいのは、万博が安全に開催される、そこに行く方々、子どもも含めてその方々の安全が確実に担保されるということは、我々としても前提条件として考えております。これがまず第1点でございます。

その上で、何ゆえにこの事業を企画、実施することにしたかという点につきましては、万博会場におきまして子どもたちが未来社会の先進的な技術やサービス等、こういったものに直接触れる体験、これを重ねていただくことで将来に向けて夢と希望をたくさん感じ取ってもらう、この万博の開催意義そのものに対して非常に重要なものであると考えたところで、先ほど申し上げた意思決定をしたというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）かつて1970年にも大阪万博がございましたが、1970年の万博の際には、熊取町としての無料招待とかそんなことはあったんですかね。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）申し訳ございません。55年前の話でございますので承知しておりません。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）どなたか分かる人おられませんか。

そもそも今さらこんなことを言っても何ですけれども、世界的にも日本国内でも万博そのものへ

の関心度というのは非常に薄れてきております。だから私はそもそも万博そのものの開催自体がクエスションであるわけなんですけれども、既に万博が開催されるということ前提としてでも、今、万博会場、夢洲は埋立地ですので、そこからガスが発生してガス爆発というようなことも起こっております。当初は確認されていなかったところでもガスの発生が確認されておりますし、またアクセスも非常に不便であるというふうなことで、万博会場で果たしてどういった混乱が起こるかも分からない、そういった事業に町の予算を使って2回目の無料招待をする、どれだけの意義があるのか。

事前のいろんなマスコミの世論調査でも、万博に行きたいと思うかという質問のパーセンテージがどんどん減っております。国民、大阪府民の万博への関心度も低下してきている中で、また、パビリオンの建設から撤退する国も出てきている、万博の開催予定日まで建設が間に合わないかもしれないというふうなそういう非常にどたばたの状態、なぜわざわざお金を使ってまで2回目の無料招待をするのか、非常に首をかしげるところであります。

その万博に関連して、もう一点だけ質問してもよろしいですか。

委員長（文野慎治君）どうぞ。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）歳出のところで11ページのところに、大阪・関西万博関係事業として子ども無料招待審査等委託料56万1,000円が出ていますが、これについてご説明願えますか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）合計4点ご質問ございましたので、順番に答えさせていただきます。

まず、安全対策に関しましてですが、こちらにつきましては博覧会協会としまして安全対策協議会を当然立ち上げております。この中で、令和5年12月にはその安全対策の基本計画を策定されております。これに基づきまして現在も議論が繰り返され、今年の8月頃には具体的な対策、実行計画が示されるというふうに承知しております。

2点目でございます。

若者を中心に万博に対しての興味が国民全体でも含めて薄いのではないかというご指摘でございますが、まず申し上げたいのは、例えば最近の報道によりますと、万博の運営に関するボランティアの募集を行ったところ、2万人の定員に対して5万5,000人程度の応募があった、特にこの中で10代の方の応募が多かったということで、これは一つ興味が高まっている、特に若い方の興味が高まっているという証拠ではないかと思っております。また、先日6月15日には、パビリオンを活用したイベントなどの企画、運営を行う、大阪府立高校の生徒がそれを担う高校生の万博チームというものが発足しております。ここに参画している生徒たちの感想、意見としては、高校生にとって貴重な体験で楽しさと、期待を寄せているというようなコメントもございました。こういった点からも機運というのは徐々に高まっているものと考えております。

3点目でございます。

パビリオンの中では撤退する国もというようなご発言がございました。これにつきましては、例えば直近でいきますとアルゼンチンが撤退するというような報道がございました。しかしながらこの理由は、安全対策とか機運がということではなく、国内の景気が悪化しているということが原因というふうに聞いておりますので、そういった情報もございます。

最後に、審査手数料の56万2,000円の事業費でございますが、こちらは、先ほども少し触れましたが、申請者がお申込みいただく特設サイトを熊取町が独自で立ち上げるのではございません。大阪府の事業において立ち上がっている特設サイトをそのまま本町でも使うことになります。そのサイトの中で、申請者から上がってきた申請の確認であるとかIDの発行、またコールセンターの設置費用、こういったものに関しまして、参加の予定をされている対象者である4歳から17歳までのお子さん方の人数に100円を掛け合わせた数字を審査手数料、審査の委託料ということで計上したものでございます。

少し長くなったんですが、以上です。

委員長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ほぼ課長が説明していただいていますので、私のほうから少しだけです。

課題の存在も、ハードも含めてですけれども、我々も分かっていると。これに対して安全対策実行計画、この夏の中でいろんなことを解決するというのも並行してやっていくだろうと。それで安全が確保されるというのが必須項目であるというのも当然のことでございます。それに対して、子どもたちが参加することに対する意義というのも非常に重要であると。この中で堺市以南では全市町が2度目の各市町独自の参加招待というものを実施しておるといっても含めると、やはり参加できる状態にしておくというのがまずあった上で、その上で我々としては博覧会協会、大阪府といったところと連携しながら、特設サイト、ホームページ等でそのような安全対策に関する情報をきっちりと適切に提供して、各保護者、家庭でそれに基づいて参加するのかどうかといったところも判断いただければというところでございます。我々としては、まずはその安全が担保されるというものの上に立った上で、やはり参加できる状況を整えておきたいというところでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いろいろとご説明いただきました。

安全確保が第一だということもいろいろとご説明いただきましたが、今後の推移次第で安全にやはり不安があるとなった場合はどうするんですか。そういう場合でも第2回目の無料招待は実行するのでしょうか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）先ほど来申し上げておりますとおり、安全確保は大前提でございます。

それが担保されないということになれば適切な判断をしなければならないと思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）同じところですか。

これ、2回目なんですけれども、学校で行けへん、遠足で行けなくなった場合は、これはそっちとリンクしているのか、ばらばらの考え方なのか、どっちですか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）リンクというのをどういうふうに解釈するかにもよるんですけれども、ご承知のとおり、第1回目、学校行事として行くというのがございます。この中で行けなかった子どもたちについては、先ほど申し上げた府の事業としましてですけれども、ウェブサイトから保護者の方がお申込みいただければ1回分は無料でご招待いただけるという仕組みになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）そういう意味ではなくて、2回目、遠足でも行ってこれも行けるじゃないですか、2回行くとしたら。でも学校の遠足はちょっといろいろあって行かないよとなったときには、この事業はこれはこれでやるのか、学校で行かないとなったときは、じゃこれもやめるということなのか、どっちなのかなという。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）別々に考えております。その点はよろしく願いいたします。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）11ページの転入促進事業なんですけれども、18の負担金、補助及び交付金の790万円というところで社宅等誘致奨励金90万円、そして3世代近居等支援補助金100万円ということで上がっているんですが、転入促進アクションプログラムが先般決まった町としては、この2本の転入促進事業でやるというところで、検討されてその結果になったというところで補正予算が上がってきているかと思うんですけれども、社宅等誘致につきましては90万円で6件ですかね、3世代近

居等支援補助金は700万円ということですので70件ですかね、枠取りという形で取られているのかと思うんですが、その辺のこれ、しっかり推進していくためにどのようにPRしていくのか、どのように事業を進めていくのか、その辺のご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まず、3世代近居から申し上げますと、今回予算にも計上しておるんですけども、印刷製本費としてパンフレットを作る費用を計上しております。2万部程度を想定しておるんですけども、こちらにつきましては住宅展示場ですとか、あと住宅展示場に進出されているハウスメーカーの営業マン、こういった方々に配った上で見ていただいて、より強固に施主の方に勧めていただくというようなことを想定、予定しております。

また、それぞれ建物、家屋を取得いただいた方、税の関係で家屋調査というのがございます。コロナの関係でいっとき中断しておったんですけども、令和5年度からは本格的に再開しております。大体2か月に1回程度家屋調査に行くんですけども、その際にはこのチラシ、パンフレットを持って行っていただいて申請いただくような取組を考えております。

次に、3世代近居の次の社宅誘致の分でございます。これは今まで以上に営業活動を強化するというので、今、ご承知のとおり関西国際空港では非常に旅行客が増えて、航空の便も増えております。そんな中で、地上スタッフを中心に人が足りない、人材不足の状態があるということで、これをチャンスと捉えまして、りんくうタウンですとか関西国際空港のある島、そこに対して進出している事業者に対して積極的にPRをすると。チラシを持って、もう本当に私ども担当者と一緒に営業活動をしていくということで、強力にこの申請数を増やす、実績を増やす努力をしてみたいと考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）近藤課長に期待しておりますのでしっかり頑張っていただきたいんですが、PRのほうね。

社宅誘致というのは、これ6件上がっていますが、過去実績としても今までやってきた中で何件でしたかね。5件ぐらいしかなかったかと思うので、今年度だけで6件これ上がっているんですが、しっかりと企業のほうに行って、社宅誘致というんですか、1件15万円というところをしっかりとPRしていただきたいなというふうに思っております。それでもちょっと今回これ難しいなという実態になれば違う案を、しっかりと大学生に向けた奨学金、奨励金等、そういったものにすぐ切り替えていただくようお願いしておきます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。手が上がりましたので、渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、皆さんがないようですのでちょっと。

学校のほうの関係の15ページのところの、まず2点あるんですが、ちょっと数だけ教えてほしいんですけども、小学校給食事業と中学校給食事業の分で、今回これ無償化というところで上がってきている分なんですけども、食材費高騰による物価高騰対応分と給食費無償化による給食費相当額補助の分とがあるんですが、小学校、中学校それぞれ金額は違うかと思うんですけども、食材費高騰による物価高騰分というのは1食当たり高騰分幾らとして計算されておられるのかと、給食費無償化につきましても1食幾らを何人分ということで計算されているのか、教えてください。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）先ほどいただきましたご質問なんですが、まず数を申し上げます。

今回、無償化に伴う費用、内訳が2つございまして、給食費相当額はご家庭から納めていただく費用をベースにした金額になりまして、2学期、3学期相当分を計算してございますので、小学校がまず127日分という計算をさせていただいております。それから中学校が116日分ということで、恐らく期末テストのテスト休みみたいなものがあるので中学校のほう若干日数が少ないと、こんなことになってございます。

食材費の高騰につきましては、小学校のほうで2,250万円相当を計算してございますけれども、この2,250万円相当の中で、各食材を見ても、生鮮食品は時価でお支払いしているんですけども、いわゆる加工品については1年間の後期、前期で単価を見直しております、そういった部分の見直しを見させていただいているということで、5年の後期と6年の前期で既に上昇分が見られたということで想定してございます。ですので、1食あたりにしますと7円、8円みたいな形になるんですけども、1人当たりの単価としてはですね。ですので、そのあたりの上昇を見させていただいているということになります。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。1食あたり7円、8円とおっしゃったんですか。7円か8円というところですね。はい、分かりました。

それと、給食費の無償化の分につきましては、小学校は127日分、中学校116日分ということですが、1食あたり幾らでしたかね。

委員長（文野慎治君） 岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君） 元々の単価をご説明いたします。

小学校の1、2年生が1食あたり225円です。3、4年生が235円です。5、6年生が245円です。中学生が275円と、こういう単価設定をさせていただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

その分で2学期、3学期分というところで、町長も今回、この分について給食費無償化というのが公約で上がってきた分、今回5万円、1学期は間に合えへんかったけれども2学期、3学期というところで無償化にさせていただいたこと、ありがたいかと思うんですが、この分、今回は今年度6年度分だけなんですけど、来年度からも予定されているんですか。

委員長（文野慎治君） 岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君） あくまでも今回、物価が引き続き高騰しているという現実に鑑みまして2学期、3学期分を対応しましょうということの方針でございます。次年度以降の分については、今後真摯に議論していきます行革の議論の中で、町財政全般を含めて検討しながら方針をまとめていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

行革の中で取捨選択という形ということになってくるということですが、町長としてはその考えなんじゃないかね、町長も。

委員長（文野慎治君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 課長が申しあげましたように、本当に税収のほう望み薄いというんですか、増額が。物価高騰で歳出のほうに本当に思った以上に増えているという中で、行革アクションプログラムを再考しながら、めり張りのあるそういった財政運営をしていく必要が求められているというふうに思っております。めり張りのある財政運営の中で優先順位をつけながら、この小学校給食無償化というふうな事項についても深く議論をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

具体的に、そしたら行革の見直しというのはいつ頃を予定しているんですか。

委員長（文野慎治君） 竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）こちらにつきましては今年中に、今年度を行革のリスタートという形で位置づけまして、見直しに取り組みようと考えてございます。9月議会、12月議会、今年度議会ごとに何らかのご報告をさせてもらえればというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

またそのときにしっかりと議論して、検討状況等ご報告いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願います。なるべく前向きに検討していただけたらというふうに思います。

この件についてはほかにもまたちょっと質問される方がいるかも知れないんですが、もう一点、その上の小学校施設整備事業につきまして、2億1,716万5,000円の分、中央、南、東の体育館の空調設備の分なんですが、この分につきましては、結局この事業を国のどの補助を使ってするのかというところが、一応やるということで設計費等は盛り込んでいただいたけれども、どのメニュー、どの補助金を使うのかというところを検討しているというふうに前回の議会でも一般質問等ある中でご答弁されていたかと思うんですが、最終、こういう緊防債を活用ということになったということですが、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）こちらにつきましては、まずLPガスの関係の補助金であれば補助金の対象外の部分があります。対象外の部分もあって、補助金は50%の補助金になります。

緊防債であれば、工事費の充当率100%になって交付税措置は70%になりますので、今回は財政的な見地から緊防債のほうを選択させてもらっているところになります。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。それがいいのではないかとというふうに議会のほうからでも提案されていたかと思いますが、100%起債という形ですが、された中で、事業費につきましてね。あと70%交付税措置されるということで、一番妥当かなというふうに思うんですが、検討されている中で何か、LPガスにつきましては、普通の電気の空調設備ですと災害時に停電するからというところで、LPガスのほうが電気と関係なく対応できるからということも検討しているというふうにおっしゃっていたと思うんですが、その辺のところはどうなんですか。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）実際、LPガスを今回採用していく方向でまとめてございます。その前段、昨年になりますけれども、いわゆる電気設備、電気でどうなのか、それからもう一つは都市ガス、大きくこの3本の検討をした経過がございます。電気のほうは、災害時にいわゆる電気そのものが全域でストップしていくというようなところと費用面との材料をそろえながら、都市ガスについては、今我々は小・中学校両方とも考えていますから、8つの学校にどこまで都市ガスがきてるかということも含めて位置づけをしながら、都市ガスのほうについては、道路に都市ガスの管がもちろん来ていると思いますから、それをいわゆる体育館のそばにそのタンクを設置することになりますから、そこに引き込んでいく費用であるとかということも含めて想定しなければならないなということで、工事費そのものがアップするだろうというような試算をしております。それと、実際災害だけではなくて日常のメンテナンスということでも、熊取町内でも都市ガスを使ってはるところ、LPガスを使ってはる世帯がございますから、いわゆる町内業者の方による日常管理も一定想定しながら、いけるのではないかなということ考えてございます。

ということで、そういった複数の案を検討しながら、あと入としてのLP補助金であるとか起債ということも検討した中で、LPを採用していこうじゃないかと、こういった方針をまとめてさせていただいたということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で総務文教常任委員会所管分に関する質疑を終了いたします。
説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「10時58分」から「11時03分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。
渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）まず、9ページの入のところで特定外来生物防除対策事業交付金94万6,000円が国から出ていまして、そして13ページにそ族昆虫衛生事業189万4,000円があるんですが、ちょっとこの辺の説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）こちらのほうにつきましては、特定外来生物でありますクビアカツヤカミキリというものが今年に入りまして熊取町内で被害を出しているところが分かりまして、その対策をすぐに行う必要がございましたので、薬剤及びそれに係る消耗品や備品等を歳出のほうで取らせていただきまして、そのかかった費用については国のほうで2分の1の交付金が出ますので、そちらのほうを入で上げさせていただいているということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）この分につきまして委託料というふうになっているんですが、駆除につきましては業者に委託して、見つけた場合は業者が来て駆除してくれるのでしょうか。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）そちらの委託料につきましては、薬剤の散布をしますので、その分を業者のほうに委託してするように考えております。

なお、クビアカツヤカミキリの成長の段階に応じて対策が違うんですけれども、薬剤を樹幹、根元のほうに注入するタイプと、あと消毒のように上から吹きかける分とあるんですが、こちらの委託のものにつきましては薬剤散布のほうで考えておりまして、樹幹注入については4月頃に対策するのが一番効果的ということですので、そちらについてはもう既に被害のあったところについては対策をやっているようなところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ということは、見つけた場合は環境課のほうへ連絡すると業者が来て散布等、駆除、処理をやってくれるということですか。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今委託で考えております薬剤の散布につきましては、卵や成虫に効く効果のあるものでございまして、予防の意味も含めまして、事前に桜の木の本数は確定して場所も確定していますので、それを発注の段階でここの木にまいてほしいということで、まいてもらうような形になってございます。なので、その都度連絡するのではなしに、1回でここの場所であるということで発注させていただくような形で考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ということは、もう環境課のほうでその場所を把握しているということですね。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）公共施設の中で桜の木を植えているところにつきましては、各担当課のほうから環境課が調査の依頼をしまして、その回答をいただいて全体の把握は既に行っているようなことになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）桜の木のみということなんですかね。そのところには環境課のほう業者に直接連絡し、適切な時期にそういった駆除作業をしていただくということで理解してよろしいんですかね。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）薬剤の散布につきましては、適切な時期としましては6月と7月頃ということになっていまして、大体2回散布するのが効果的であるということになってございます。この6月補正につきましては6月の時期の分が少し間に合わないということもございまして、そちらにつきましては、昨年度予算が少し残っている部分で流用しまして薬剤を購入して、町の職員のほうで既に6月の散布のほうは済ませておまして、7月の分につきましては委託で対応させていただこうかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）13ページの繰出金のところ、国民健康保険事業特別会計繰出事業ということで、これについても本会議で一定の説明がございましたが、もう一度確認のため、この繰出金の内容のご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）こちらの繰出金に関しましては、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でも上げておりますシステム改修ですね。マイナ保険証の一体化に係るシステム改修に係る分の費用を一旦一般会計から繰入れさせていただくということで予算措置しております。

なお、先日の事業厚生常任委員会のほうでも回答しましたが、最終的には国費のほう措置されるというふうに認識しておりますので、それがつきましたら、またこの繰出しとの調整の予算、補正のほうは上げさせていただく予定です。また、歳出のシステム改修につきましては、資格情報の関係、また資格確認書の発行に係るシステム改修を予定しております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これは、国民健康保険特別会計に対して一旦繰出しをして、ここは特会からまた負担金として一般会計に入ってくるという、ちょっとややこしいシステムですね。お金が出てはまた戻ってくるというような、そういう仕組みかと思いますが、マイナ保険証への一体化に伴う電算システム改修に伴う費用だということなんですが、それについては国費で後で100%入ってくるという理解でよろしいんですか。

委員長（文野慎治君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）国費のほうは、基本的に社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、10分の10という想定で今、需要額調査のほうはされておりますので、最終的に10分の10という形で交付決定されるかどうか見込んではおきませんが、制度上は一応10分の10で見込んでおります。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この保険証一体化に伴う事務的な費用というのは、これ以外にもどこかに発生していきますか。

委員長（文野慎治君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）特別に何かこの項目でというので言いましたら、マイナ保険証の周知のためにチラシを印刷する紙代のほうは、一応そちらの補助金の需要額のほうに盛り込んでいます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）11ページ、一番下の学童保育運営事業ですが、タクシー借上料242万9,000円が計上されております。これについてご説明をお願いいたします。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

タクシーの分につきましては、中央学童保育所で施設のキャパシティーをオーバーしてしまった入所希望児童を施設の受入れ可能枠に余裕のある南学童保育所へ送迎するものでございまして、それに係るタクシーの借り上げ料となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）上に送迎支援委託料というのも計上されておりますけれども、それとは異なるのでしょうか。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

こちらは、子どもだけでタクシーに乗ることに不安がございますので、シルバー人材センターから添乗員という形でお仕事をお願いしておるものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）タクシーではなくて、もうちょっと安く済ませる手段はないのでしょうか。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）タクシー以外の手法といたしまして、レンタカーを借りてきて、そのレンタカーを運転するプロのドライバーを派遣してもらってというようなやり方ができないかというのを検討したんですけれども、学童保育所、中央から南までの送迎、1日多くて2便という仕事の量では、引き受けてくださる業者が見つからなかったところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）結局これが一番安く上がるということですよ。かしこまりました。ありがとうございました。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）これに関連する質問というか、聞きたいことがあります。

先日の日曜日、中央小学校のタウンミーティングで、これに該当する保護者の方が、送るだけ送って、迎えというのは自分の車で南学童のところまで行かなあかんのをどないかならないのかというような感じの質問をされていた方がおったんですけれども、その解決方法みたいなものって何かありますか。

委員長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）私のほうでお答えさせていただくんですけれども、その場に私もいましたので状況のほうはお聞きしてしまして、その後、その日は日曜日でしたので、次の日、NPOのほうにこういったご意見を賜ったということをお伝えしたところ、NPOとしてもその方から似たような話は事前にお聞きしておったところでございます。

我々として、実際に中央学童から南学童へ送り込みというんですか、その案を年度の末ですか、させていただいたときに、一定ご同意をいただいていたという認識の下で我々も進んでいったところなんですけれども、そういったご意見がこのタイミングで出るということは、そのときまでちょっと把握はしておりませんでした。その後にNPOとも我々投げかけをさせていただいて、保護

者がどのような対応を望まれているのかというところを一度確認させていただいて、例えば中央学童のほうにもう一度迎えに来られるのであれば、もう一度中央のほうに送っていくことでそれが解消できるのかとかいうことをまず今は投げかけているところでございまして、実際に一番いいのは、望まれているのは、中央学童で南学童に行かずにずっとそこでいてということが望ましいということ、まず一番やと思います。ですので、それがすぐにはかなうかなえへんかといったら、今のところ中央学童のキャパでは難しいというふうにNPOからも言われている中で、我々として、送り込みだけじゃなくて、もしその保護者が中央学童やったら迎えに行けるよとか自分で帰れるよというようなことでそれを望まれるのであれば、我々としてもできるかどうかというところはまた検討していくという話になるかなと思っています。まだちょっとその投げかけの答えが聞いていないというところでございしますので、もしそういったご要望とかございましたら適切な対応は考えていきたいと思っております。

委員長（文野慎治君） 田中委員。

委員（田中圭介君） 確かに保護者の方も、やはり中央学童、もちろん中央小学校に通ってはる児童・生徒と思われるので、その辺解消できたらこのタクシーの240万円も要らないかと思われるので、いい方法を考えていただきたいなと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 今の件なんですが、これ一般質問でもあった分になるかと思うんですけども、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、今の送迎支援委託料とタクシー借上料につきましては、これは期間はいつの期間なんですかね。今年度中ですかね。いつまでというところ。

委員長（文野慎治君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） お答えいたします。

こちらに計上してございます予算は年度末までの分を計上しております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 一応タクシー借り上げもずっと年度末まで利用されるというところですね。状況的にはそういう、中央小学校のお子さんが南の学童まで行くのは、もうこの年度中ずっとというところなんですね。

委員長（文野慎治君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） お答えいたします。

実際、学童保育所の入所児童は月を追うごとにだんだん減ってまいりますので、現時点においてもこちらの送迎対象児童ですとか、あと大宮ルーム利用児童ですとか、こちらのほうは減少してございますが、予算としてはこの予算を積算した時点における人数が最大、年度末まで利用するとしても足りるよという形で計上したものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そういうので予算は取らないといけないかと思うんですが、1台分ですね、タクシー。これ、送迎する児童というのは何人ですか。タクシー1台分の値段ですか。

委員長（文野慎治君） 黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君） この予算積算時点におきましては、利用児童が7名おりましたのでタクシーは2台で積算してございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

そして、その送迎支援委託料のシルバー人材は2名ですか。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）こちらは1名となっております。通常、先ほど2台と申し上げたんですけれども、低学年と高学年で帰る時間が別になりますので、1台で済む日のほうが多いんですね。どうしても2台必要になるというときに、車は2台になるんですが、こちらのほうは車を低学年が乗る車と高学年が乗る車に分けて、低学年が乗る車に添乗員を同乗させるという形でこちらの金額を積算してございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。一応、借上げ料という形で2台分ですので240万円、1台約120万円借りているというところですね、タクシー代とすればね。

委員長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）金額に関しましては、タクシーを普通我々が利用するとなったときは初乗り運賃幾らかかというような利用になると思うんですけども、今回の場合は特殊な事情ということで、タクシー会社とも相談して、時間貸しというような制度がございまして、1時間6,300円でした。ですので30分であれば3,150円という形になります。その時間内で収まればその定額の料金を支払うことで対応可能というふうになってございます。その時間帯をあらかじめその週の予定の下校時間であったりというところをタクシー会社にお示しし、かつその日、出席する、欠席するというような状況が前日までに分かっておれば、その日中にまたタクシー会社にお伝えして、2台本来要ったとしたところが1台でよかったとかという場合は、そういった1台の対応という形も適宜できるというふうな形になってございます。あくまで実績に応じた単価に係る部分を今の想定の中で授業日数であったりとかいうところから算定した積算になっておりますので、必ずしも1台当たり幾らというような積算にはなっていないというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 5名）

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時24分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日	令和6年6月20日（木曜）招集			
場 所	熊取町役場議場			
出席委員	委員長	二見裕子	副委員長	大林隆昭
	委員	多和本英一	委員	長田健太郎
	委員	江川慶子	委員	河合弘樹
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	健康福祉部長	野原孝美
	健康福祉部理事	阪上正順	都市整備部長	白川文昭
	都市整備部理事	庭瀬義浩	企画財政経営課長	近藤政則
	企画財政経営課参事	竹田陽介	人事課長	大神輝光
	保育課長	黒川潔	保険年金課長	橘和彦
	下水道河川課長	西村幸洋		
	河川農水室長			
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）
議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯したのを確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略をいたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお願いたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君）恐れ入ります。よろしくお願いたします。

今回の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということで改正案が出ておりますが、そもそも小規模保育事業所及び事業所内保育事業所とか家庭内保育所、総合して地域型保育というんですか、そういう部分につきましては、制限も0から2歳で6人から19人までというふうな提案だったと思うんです。

それで、今回の分を見ると、3歳から4歳に満たない児童ということで4歳以上の児童の定数だとかも変更になるんですが、以前に何か改正があって、経過措置か何かでゆとりでその年齢が引き上がったのかなというふうに感じているんですが、その辺の経過はわかりますでしょうか。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えします。

まず、小規模保育事業所なんですけれども、主に0歳から2歳未満ということになっているんですけれども、3歳以上が受入れできないということではなくて、例えば事情がある場合、近くに保育施設がないですとか兄弟が別々になってしまうとか、そういった場合には3歳以上児も受け入れることが可能となってございます。

また、事業所内保育事業所につきましても小規模と、それから保育所型と分かれるんですけれども、保育所型につきましてももともと求められる水準が認可保育所と同等の水準ということもありまして、受入れが可能となってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。もともとは0～2歳の範囲で制定されたんですが、どこかの議会の中でそういう提案があったかなと途中で思い出してきて、それがいつだったのかちょっと自分も思い出せなかったんで、近所に対象の幼稚園、保育所がない場合の定数を考えて対応したことがあったなということを思い出しました。ありがとうございます。

それから、この条例に当たる関係の施設というのはありますか。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えします。

現在、熊取町内において今回の条例改正の対象となる施設はございません。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

熊取町のホームページを見たところ、町立保育所、民間保育所、こども園で並んであるところに無認可の保育園というか幼稚園という、名前は幼稚園ですね。分が書かれておりました。この無認可というか認可外保育施設ということでご紹介がされていたんですが、これについては熊取町との関係というのは、関連で教えていただきたいんですけれども、どのようになっているのか教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）関係というのは、そこに通っている児童が例えば子ども・子育て支援制度の対象になっているかどうかとか、そういったところと捉えてご返事させていただきます。

まず、熊取町内に存在します森のようちえん ゆめっこにつきましては、令和2年2月から認可外保育所としての届出があり、登録を受けて運営されております。

熊取町の関わりといたしましては、令和2年、3年、4年度にコロナの関係で消耗品や備品の購入費用に対する補助を行っております。これは熊取町の民間保育所等補助金の対象として交付しております。令和5年度、昨年度は送迎バスの安全装置、子どもがバスに取り残されてという痛ましい事件があったかと存じますが、それを防止するための安全装置の設置費用に対する補助を行っております。

現在、熊取町の児童でこちら、ゆめっこさんのほうに通っておられるお子さんは現時点で1名いらっしゃいます。それから、ゆめっこさんに通われている方でも、子ども・子育て支援制度上の保育要件を満たしていれば新2号という認定を受けることができます。保育無償化の対象となっております。現在通われている1名のお子さんにつきましても、施設等利用給付金という形で扶助費を給付させていただいているところです。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。そういう実態だということが分かりました。

新2号というのがちょっと分からなかったんですけども、新たにそういうのができたんですか。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）認可外保育施設にも2号の恩恵を受けられるように新たに適用させたので、新2号というような言い方がなされているものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）それは、熊取町だけではなくて全国的規模でのことということですね。分かりました。ありがとうございます。

この条例にはその施設も該当しないということで理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）そのとおりでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということで、デジタル化によって磁気ディスクやCD-ROMを電磁的記録媒体に替えるという変更だということで理解しています。時代とともにそのようにどんどん発達してきているので、必要な条例改正だと理解しております。

そこで、議案第37号にありましたような定数による配置基準の取扱いというのは、こちらの普通の保育、普通のと言ったら失礼ですけども、民間・町立保育所、そのあたりの取扱いというのはどのようになっているのでしょうか。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）それは保育所の保育士配置基準のことをお答えさせていただきます。

まず、0歳児ですと……。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）議案第37号では、3歳児は20人から15人、4歳児は30人から25人、5歳児は30から25人、それで0、1、2歳は今までどおりで、0歳児は3人、1歳児は6人、2歳児は6人というふうに変更の提案なんですけれども、それは、この議案第38号に値する保育所の施設についてはどのような形で、どこに規定されているのか教えていただければ。条例変更とかが上がってきていないのでね。教えていただければと思います。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）町の条例よりも上位の大阪府の条例等で決められておりますので、町の条例の改正としてはご提案させていただいていないところでございます。

当然、すみません、上位の基準というのも併せて改正されると聞いております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ということは、町独自で加配とか定数とかはいじっていないので、大阪府に準じた形で大阪府の改正に合わせてということで準用しているということで理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）そのとおりでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願ひします。

今回、ため池ということで馬谷池防災・減災でこの工事、一番大切だなというふうに思っているんですが、住宅と観光大学に隣接しているということで、ちょっと周りから目に入らない池ではあるんですよね。それで、本会議でも坂上議員が質問されたんですが、入り口が結構狭いので大型の重機とか活用は難しいのかなというふうに思いました。

断面図を見たら結構大がかりなんですよ、下まで掘るような。工事期間が6年から8年という

ことで3年、結構長期にわたるということで、ちょっと不安というか、地域住民との関係だとか農業生産に関わる部分で、水を抜いたりすることもあると思うんで、その辺の配慮とか、その辺はどのように考えているか教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）西村下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（西村幸洋）お答えします。

まず、工事の車両の通行の件なんですけれども、議会のときにもご説明させていただきましたとおり、現場の条件上どうしてもやっぱり大型機械、大型トラックの進入というのが非常に難しいところでもありますので、1点は小型機械を使いながらの施工となります。当然、工事実施前には地元区、地元自治会と協議をさせていただいて、その辺、対策を取っていきたいと考えております。

あとまた、工期が事業期間が3年というところなんですけれども、まず6年度に実施設計をやりまして。そこで工事に必要な図面等を作成して、実際現場にかかり出すのが7年、8年の2か年となっております。やはりため池を使いながらの改修工事となりますので、水を使っていない時期の工事となりますものですから、どうしても2か年工期が必要となってくるものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。防災の部分では非常に大事なことなので、地域住民さんやら農業関係者の皆さんの支障がないように配慮のほうお願いしたいと思います。よろしく願いしておきます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしく申し上げます。

今回の補正予算では職員給与等繰入金という名目で906万3,000円書かれているんですが、マイナ保険証の関係ということだったんですが、その辺もう少し丁寧に詳しく教えてください。

委員長（二見裕子君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）今回の補正予算上は、一旦一般会計からの繰入れで予算上は成立させておりますが、現在国費として社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、これが見込まれておりまして需用額とか来ておりますので、交付決定次第、また予算措置のほうはさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）入のほうはそういうことで、出のほうではどのような内容でしょうか。

委員長（二見裕子君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）今回のシステム改修では主に2つありまして、一つは資格情報のお知らせ

ということで、マイナ保険証を既にお持ちの方にはマイナンバーの下4桁を表示して、あなたのマイナ保険証は正しくひもづけていただけますと確認いただく資格の情報をお知らせする印字が必要ですので、そのシステム改修が一つと、12月2日以降は保険証が発行できず資格確認証の発行になりますので、こちらの発行するシステム、この2つの改修が主な改修となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

マイナンバーカードと保険証の一本化法案が2023年ですか、採決されて、自民、公明、日本維新の会、国民民主が賛成したということで、立憲と共産党が反対したという中で進められております。

保険証は残すべきではないかということやずっと私も共産党は発言し続けているんですが、医療が受けられなくなる、カード取得困難者も入院されている方とか施設に入られている方もおられますので、対応が求められていると思うんです。時代の流れですので、この予算についても反対するものではないんですけども、きめ細やかな対応をぜひお願いしたいなと思います。

先日、どなたかの質問のときに、本人確認ができずにロックがかかった場合どうするのかという質問があったときに、役場に出向いてもらったらそこで対応しますという回答がどこかでありましたよね。そしたら医療はどうなるのかなど。医療を受けられずにその前に役場に行かなあかんのかなとかいろんな思いが出てきて、トラブルというのはずっと今も発生していますよね。そういう部分も含めて不安を払拭するために対応をお願いしたいなと思います。

その辺、何か答えられることはありますか。

委員長（二見裕子君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）現場でオンライン資格確認ができない場合も、国の方針としては、現場医療機関等にはいわゆる10割の負担を求めるとはなくて、一旦3割の負担で後日確認するなり、申出書を頂いて対応するなりという方針が示されておりますので、先ほど言った番号でロックがかかる、もしくは顔認証できない場合であったとしても、その辺、現場での対応というのは国からも方針が示されておりますので、各医療機関等はその対応をされると思っております。

先ほど江川委員がおっしゃったロックがかかってしまった後のいわゆる解除では、住民課に来て手続きを再度やっていただくということで、それはまたその後の話ですので、現場で起こった場合ににつきましては先ほど言ったそういった対応が取られるものと思っております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）この方が何割なのかとか、そういうことが分からない状態で診察するというのは、やっぱり病院側、事業所側もいろんな不安もあると思われまして。そういうことも含めてやりながら、いろいろ出てきたものに対して対応していくということなんでしょうけれども、その辺は医療を受けたいときに医療が受けられないようなことがないように、よろしく願いしておきます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時25分」閉会）

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

二見裕子